

イランに対する EU の制裁措置－EU 理事会規則 1263/2012－
よくあるご質問(FAQs)－2013 年 2 月 1 日発行

背景

1. 2012 年 10 月 15 日に、EU 外相理事会はイランとの取引を制限する更なる制裁措置を決定しました。EU 理事会決議 2012/635/CFSP は、既存の EU 理事会規則 267/2012 を改定する新 EU 理事会規則 1263/2012 の発効により効力を有することになります。EU 理事会規則 1263/2012 は次のウェブサイトでご覧頂けます。

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2012:356:0034:0054:EN:PDF>

2. 以下の FAQs は、EU 理事会規則 1263/2012 のうち組合員及びクラブに影響する可能性の高い規定の概要をご案内するものです。これまでの関連特別回報([2012 年 2 月 9 日付特別回報第 11-022 号](#)、[2012 年 2 月 27 日付特別回報第 11-025 号](#)、[2012 年 3 月 29 日付特別回報第 11-030 号](#)、[2012 年 4 月 10 日付特別回報第 12-001 号](#)、[2012 年 6 月 28 日付特別回報第 12-008 号](#)、[2012 年 8 月 17 日付特別回報第 12-012 号](#)、[2012 年 11 月 27 日付特別回報第 12-019 号](#))とあわせてご覧下さい。

EU 理事会規則 1263/2012 の法的効力はどういうものでしょうか？

3. EU 理事会規則 1263/2012 により改定された EU 理事会規則 267/2012 は、EU 加盟国、自然人、法人を拘束します。

新規則によりどのような製品及びサービスが禁止されますか？

4. EU 理事会規則 1263/2012 では、イランとの更なる取引行為を禁止する新たな措置が導入されています。EU 理事会規則 276/2012 により現在禁止されている行為に加え、EU 理事会規則 1263/2012 では以下の行為が禁止されます。
 - a) イラン産の天然ガスコンデンセート、液化天然ガス、天然ガス、プロパン、ブタンを EU へ購入、輸送、輸入すること、イラン産もしくはイランから輸出された天然ガスを交換すること(Article 14a)。具体的なガス製品のコード(HS Code)は EU 理事会規則 1263/2012 の Annex II に規定されています。国際 P&I グループではこの新たな禁止規定の適用範囲について欧州委員会及び英国当局に確認を求めたところ、購入及び輸送に関する禁止規定は当該ガスの仕向地に関わらずイラン産及びイランから輸出された全ての天然ガスに適用されるとの見解が示されました。なお、イラン産天然ガスの購入、輸送、輸入、交換に関し、直接であれ間接であれ、仲介サービス、融資、金融支援、保険及び再保険の提供も禁止されます。
 - b) イラン人/法人へ石油及び石油製品の輸送もしくは貯蔵を目的とし船舶を提供すること、あるいはイラン人以外に対してイラン産もしくはイランから輸出された石油や石油製品の輸送もしくは貯蔵を目的とし船舶を提供すること(Article 37b)。

- c) Iranian Revolutionary Guard Corps (IRGC)により直接的あるいは間接的に支配されている産業に関係する、もしくはイランの核、軍事、弾道ミサイルプログラムに関係する、黒鉛及びアルミニウムやスチールのような半製品金属を、イラン人/法人へ、もしくはイランでの使用を目的として販売、提供、輸送、輸出すること(Article 15)。具体的な製品名及び製品コード(HS Code)は EU 理事会規則 1263/2012 の Annex VI に規定されています。EU 加盟各国の管轄下にある EU 国民、船舶、航空機が当該貨物をイランへ輸送すること及び当該貨物を EU 加盟各国からイランへ輸出することは禁止されます。
- d) イランでの使用される主要な軍事機器及び造船、メンテナンス、修繕、オイルタンカーの建造に用いられる技術をイラン、イラン人/イラン(人)所有の企業へ販売、提供、輸送、輸出すること(Article 10a)。当該機器のリストは Regulation 1263/2012 の Annex V に規定されています。なお、不可抗力(force majeure)によりイラン諸港やイラン領海内に入った船舶については、イラン人/イラン企業の所有でなければ当該禁止規定から除外されます。
- e) IRGC により直接的あるいは間接的に支配されている産業、もしくはイランの核、軍事、弾道ミサイルプログラムに関係する産業に関し、産業プロセスを統合するためのソフトウェアを EU 国民が、あるいは EU 域内から、もしくは EU 籍船舶/航空機を使用して直接的あるいは間接的にイランへ販売、提供、輸送、輸出すること(Article 10d)。禁止されるソフトウェアは Annex V に規定されています。
- f) 上記 c)、d)、e)及びそれらの提供、製造、維持、利用に関し、直接であれ間接であれイラン人/イラン企業へ技術支援や仲介サービスを提供すること、並びに融資や金融支援を提供すること(Article 10b、10e、15b)。
- g) 2013 年 1 月 15 日以降、イラン籍石油タンカー及び貨物船、もしくは直接であれ間接であれイラン人/法人により所有、傭船、運航されている船舶に、EU 国民や企業が、あるいは EU 域内から種々のサービスを提供すること(Article 37 a 1)。当該サービスには、(a) 船級付与に関するもの、(b)下記(h)に関するもの、(c)海上機器、資材、部品の検査、テスト、保証、(d)旗国を代理して関連証書/書類を検査、調査、監査、発行、更新、追認することが含まれます。
- h) 2013 年 1 月 15 日以降、イラン籍石油タンカー及び貨物船、もしくは船籍に関わらず直接であれ間接であれイラン人/企業により所有、傭船、運航されているタンカーあるいは貨物船の設計、建造、修理を管理したり参加すること、及びそれに関係する技術支援、融資、金融支援に関わること(Article 37a1)。
- i) EU の金融機関がイラン所在の銀行や金融機関(EU 内外の支店や子会社を含む)及びイランが支配する金融機関と取引を行うこと(関係 EU 加盟国により事前に承認されていない限り)(Article 30)。食糧、医療品、医療機器、個人的送金、特定の損害賠償や取引契約、農

業人道支援、外交目的の送金は、一定額までは事前通知を条件に認可されます。

- j) また、EU 理事会規則 1263/2012 の Article 1(7)では EU 理事会規則 267/2012 の Article 12(1)が変更され、船舶のエンジンを駆動することを目的としイラン以外の第三国で製造/供給された燃料油の購入は、イラン産原油、石油製品、石油化学製品の購入、輸送、輸入並びにそれに対する(再)保険の提供を禁止する Article 11 の規定から適用除外となっています。
- k) さらに、EU 理事会規則 1263/2012 の Article 1(11)では EU 理事会規則 267/2012 の Article 23.2(c)を変更し、IRGC やその構成グループ、IRGC により支配されている企業、その代理で活動する企業に保険やその他の主要サービスを提供する企業を資産凍結対象に含めています。

要約

- 5. 新たな禁止規定は、石油、石油製品、石油化学製品の購入、輸入、輸送に関する EU 理事会規則 267/2012 に規定される既存の禁止規定を踏襲したもので、EU への天然ガスの購入、輸送、輸入並びにそれに対する保険及び再保険の提供を禁止しています。ガスの禁止規定は、第三国でブレンドされ第三国から輸出された場合、第三国のガスとブレンドされたイランの天然ガス製品には適用されません(Article 14a)。
- 6. 石油及び石油化学製品の輸送もしくは貯蔵を目的とした船舶の提供に関する新たな禁止規則 (Article 37b)は、貯蔵のみに用いられる船舶への保険提供を明確に禁止してはいませんが、当該船舶が石油の輸送あるいは貯蔵に従事し国際 P&I グループ加盟クラブに加入している場合、船主及びクラブは EU 理事会規則 267/2012 に規定される禁止規則に違反すると考えられ、クラブの規定に基づきカバーがなくなる可能性があります。
- 7. 新たな禁止規定では、イラン人/法人へ石油及び石油化学製品の輸送もしくは貯蔵を目的とし船舶を提供すること、並びにその他の者へイラン産石油及び石油化学製品の輸送もしくは貯蔵のため船舶を提供することを禁止しています。「提供」には売船及び傭船の両方が含まれると思われまます。従いまして、組合員におかれましては、EU 理事会規則 1263/2012 の Article 1(7)及び(8)により改定された EU 理事会規則 267/2012 の Article 12(1)及び 14(1)に規定されている限定的な制裁適用除外によって一定の契約を実施するために貯蔵や輸送が許可される可能性がある場合でも、イラン人/法人へ船舶の提供(売船あるいは傭船を含む)を実施する前に、もしくは当該船舶がイラン産石油や石油化学製品の輸送や貯蔵に使用される場合には、相当の注意を尽くして下さい。
- 8. イラン産原油が混じった燃料油を使用したとしても、燃料油が貨物としてではなく船舶運航のために用いられる場合、ブレンドされた燃料油がイラン以外の第三国で製造/供給された場合、不可抗力の結果として燃料油がイランの避難港で供給された場合には(Article 12 (1) (d)

及び(e))、EU 理事会規則 267/2012 に規定されるイラン産原油の購入、輸送、輸入に対する禁止規定の対象とはならないと考えられます。

9. EU 理事会規則 267/2012 の Article 23 は資産凍結規定の範囲を拡大し、IRGC やそのグループ会社、IRGC が所有もしくは支配する企業、IRGC を代理する自然人/法人へ保険やその他の主要サービスを提供する保険者を含めています。

10. 金融規制に関しては、従前加盟各国に管轄内の金融機関の取引全体のモニタリングを強化することを要求していた EU 理事会規則 267/2012 の Article 30 及び 31 が改定され、EU 理事会規則 1263/2012 の Article 1(15)及び(16)で規制が強化されました。EU 理事会規則 1263/2012 に規定された新たな禁止規定はより広範で、関係 EU 加盟国の事前の許可がない限り、EU の金融機関と以下のイランの金融機関との間の EUR10,000 以上の取引を禁止しています。

- ・イラン中央銀行を含むイラン所在の銀行及び金融機関
- ・EU 管轄下にあるかどうかに関わらず、イランに所在する銀行等の支店及び子会社
- ・イランに所在していないが、イランに所在する自然人/法人により支配されている金融機関

EU とイランの金融機関との間の送金は、医療、人道、農業のような限定的な目的に限り許可され、EUR10,000、EUR40,000、EUR100,000 といった金額によって通知のみで済む場合と認可が必要な場合とがあります。

イランの銀行や金融機関を介さないイラン人/企業との送金であっても、EUR10,000 以上の場合は通知、EUR40,000 以上の場合は認可が必要であると EU 理事会規則 267/2012 の Article 30 に規定されています。

11. 新たな禁止規定により、イラン銀行が関係していない場合であっても、銀行によってはイラン人/企業との送金実行に難色を示すことが多くなると思われ、クラブによる通常の銀行送金システムを通じた現地コレスポンデントや弁護士の費用を含む現地費用やクレームの支払いが制限される可能性があります。クラブの代理での保証の提供も問題になる可能性があります。

12. 船舶の設計、建造、修理に関する制限は、労務、設備、船級の提供者に直接影響するでしょう。

13. 本 FAQs は、EU 理事会規則 1263/2012 が改定された場合、アップデートされる予定です。